

2019年3月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
東建インターナショナルビル6F
株式会社メディアフラッグ
代表取締役社長 福 井 康 夫

第15期定時株主総会招集ご通知の記載事項の一部訂正について

当社「第15期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部について、議案内容の修正の決議を行いましたので、一部議案の修正をおこないました。謹んでお詫び申し上げますとともに、本状をもって下記の通り修正のご連絡をさせていただきます。

記

【修正箇所】

招集ご通知 53ページおよび54ページ
株主総会参考書類 【第2号議案】

【修正内容】（下線（点線）は訂正箇所を示します。）

「1. 提案の理由」および「2. 変更の内容」について、修正を行います。

（訂正前）

【第2号議案】定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)商号変更について

当社は、創業以来店頭販促に関する各種ソリューションの提供を行ってまいりました。

現在、店舗・店頭ではインターネット通販の台頭などにより、リアル店舗自体の成長に限界が見える中、インターネットと共存するための店舗のショールーミング化など、店舗・店頭に新たな対応が求められております。

そのような中、当社がこれまで蓄積してきた店舗データベースをもとに、サイネージ、ラウンダー、推奨販売、覆面調査等、有効な店頭販促を打ち出し、店舗・店頭の新たな価値を創出し、価値を高めるため、より店頭販促ソリューションの『広さ』とITを活用したデータ分析の『深さ』両面を追求していき、売場に「インパクト」を与え続けていく企業であり続けるという意志を込めることを目的として商号変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、2019年4月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を付則に設け、効力発生後、この経過措置を削除するものといたします。

(2) 発行可能株式数

今後の戦略的な資本政策等に備え、発行可能株式総数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社メディアフラッグ</u> と称し、英文では <u>Mediaflag Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>インパクトホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Impact HD Inc.</u> と表示する。
第2条～第5条 <条文省略>	第2条～第5条 <現行どおり>
<u>(発行可能株式総数)</u> 第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。</u>	<u>(発行可能株式総数)</u> 第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、2,000万株とする。</u>
第7条～第46条<条文省略>	第7条～第46条<現行どおり>
<新設>	付則 1 <u>第1条(商号)の変更は、2019年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本付則は、第1条の変更の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>

(訂正後)

【第2号議案】定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、創業以来店頭販促に関する各種ソリューションの提供を行ってまいりました。

現在、店舗・店頭ではインターネット通販の台頭などにより、リアル店舗自体の成長に限界が見える中、インターネットと共存するための店舗のショールーミング化など、店舗・店頭に新たな対応が求められております。

そのような中、当社がこれまで蓄積してきた店舗データベースをもとに、サイネージ、ラウンダー、推奨販売、覆面調査等、有効な店頭販促を打ち出し、店舗・店頭の新たな価値を創出し、価値を高めるため、より店頭販促ソリューションの『広さ』とITを活用したデータ分析の『深さ』両面を追求していき、売場に「インパクト」を与え続けていく企業であり続けるという意志を込めることを目的として商号変更を行うものであります。

なお、この定款変更は、2019年4月1日をもって効力を生じるものとし、その旨を規定する経過措置を付則に設け、効力発生後、この経過措置を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社メディアフラッグ</u> と称し、英文では <u>Mediaflag Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>インパクトホールディングス株式会社</u> と称し、英文では <u>Impact HD Inc.</u> と表示する。
第2条～ <u>第46条</u> <条文省略>	第2条～ <u>第46条</u> <現行どおり>
<新設>	付則 1 <u>第1条(商号)の変更は、2019年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本付則は、第1条の変更の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u>